

社会政策学会賞表彰規程

第1条 【目的および名称】

社会政策学会は、会員の社会政策に関する研究の発展に資するため、「社会政策学会学術賞」及び「社会政策学会奨励賞」を設け、優れた研究業績を公表した会員を表彰する。

第2条 【社会政策学会学術賞】

「社会政策学会学術賞」（以下学術賞と呼ぶ）は、本学会に3年以上継続して在籍し、特に顕著な研究業績を公表した会員に授与する。学術賞は会員複数への授与を妨げない。

第3条 【社会政策学会奨励賞】

「社会政策学会奨励賞」（以下奨励賞と呼ぶ）は、本学会に3年以上継続して在籍し、今後の研究の一層の発展が期待される会員に授与する。奨励賞は会員複数への授与を妨げない。

第4条 【審査の対象】

学術賞および奨励賞の審査の対象となる業績は、表彰の前年の1月1日から12月末日までの間に公刊された、会員が単独で執筆した著書とする。

第5条 【表彰】

学術賞および奨励賞の表彰は、全国大会時の総会においておこなう。

第6条 【選考委員会の設置】

学術賞および奨励賞の審査のために選考委員会を設ける。選考委員会は、幹事会が委嘱した若干名の委員によって構成されるものとする。

第7条 【選考委員会の任期】

選考委員の任期は2年とし、重任しないものとする。ただし、選考委員の著書が審査対象となった場合、当該選考委員は、選考委員を辞任するものとする。その場合、幹事会は、可及的速やかに変わりの選考委員を委嘱する。

第8条 【審査の結果】

選考委員会は定められた期日までに審査の経過および結果を幹事会に報告しなければならない。

第9条 【規程の改廃】

本規程の改廃については幹事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. 本規程に関する細則は別に定める。
2. 本規程は1994年1月1日から施行する。
3. 第7条の選考委員の辞任に関する規定は、2015年6月28日以降に委嘱される選考委員から適用する。

制 定 1994年1月

一部改正 2007年10月13日（学術賞の複数受賞、審査対象の著書への限定）

一部改正 2015年6月27日（選考委員の辞任）

一部改正 2019年5月18日（学術賞、奨励賞の複数受賞の明確化、審査対象を会員が単独で執筆した著書に限定）

「社会政策学会賞表彰規程」に関する細則

1. 選考委員の氏名は会員に公表する。
2. 審査に要した書籍の購入費について各委員は各年度4万円を上限として請求できる。請求には経費請求書を用いるが、購入点数は審査終了後に会計担当幹事に報告し、その際に購入書籍の領収書を提出するものとする。

細則 一部改正 2007年10月13日、2008年5月24日、2011年10月8日